氷見市農業委員会　定例総会議事録

（令和元年度　８月度）

１　日　　時　　令和元年８月１日（木）

開会：午後２時０２分

閉会：午後２時２６分

２　場　　所　　氷見市役所Ｃ棟３階　３０１会議室

３　出席委員　　１４名

1番　中葉　　隆　 2番　道淵　　登　 3番　山下　壽明

4番　円戸　敏男 5番　六田　敏夫 6番　上出　義美

7番　両國　明美 8番　中嶋　知子 10番　寳住　與一

11番　山下　　裕 12番　江添　良春 13番　大澤　昌弘

14番　扇谷　俊彦　15番　松村　　博

４　欠席委員　　 9番　川上　悦男

５　議　　題　　第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

６　職務のため出席した事務局等職員

４名

局　　長　坂　　久成　　農林畜産課長　野村　佳作

主　　査　清水　徹夫 臨時職員　嵐　由佳里

７　総会の概要

（事務局）　ただいまから、令和元年度８月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

（会長）　　挨拶　（略）

（事務局）　ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を六田会長の主唱に　より、皆様でお願いいたします。

………農業委員会憲章の朗読………

（事務局）　次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第４条により、　　会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長）それでは、本日の総会に付議する案件は、

第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

です。

□議長（会長）　なお、本日は在任委員１５名中１４名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長）　これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、山下　委員、江添委員にお願いいたします。

□議長（会長）　それでは、第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明　　申し上げます。

今月の利用権設定は、通常の利用集積計画分にかかるもののみで、　農地中間管理機構分はありません。

番号１の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読

結果として、今回は名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

以上でございます。よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長）　それでは、第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は２件です。

まず１件目は１筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番、地目は田です。

譲渡人　＊＊市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

申請農地は前所有者より相続により平成２３年６月に譲渡(ゆずり　わたし)人の所有となったものですが、何分にも遠方に居住しており、　財産管理も困難であることから、贈与であっても所有移転をとの希望となったとのことです。

次の２件目も１筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番、地目は畑です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

申請農地は譲受(ゆずりうけ)人の所有地に隣接して位置し、譲受人　(ゆずりうけにん)自身の元々の所有地は間口も狭く、隣接する今回の　申請農地と合せて耕作したいとの思いに至ったとのことであります。

以上、今回の案件は、農地法第３条第２項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、原案のとおり許可を与えることとします。

□議長（会長）　次に、第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件、２件につきまして、ご説明申し上げます。

まず**番号１**、地区はです。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記、現況とも田、申請面積　　は㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的がです。

続いて**番号２**、地区はです。この案件は農地法第４条の規定に　よる許可申請です。

申請人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

申請地は、氷見市＊＊番他~~筆~~、地目は登記では田・畑となっておりますが、現況は山林・原野となっております。合計申請面積は~~筆~~分、㎡です。

農地区分は第２種農地で、転用目的がです。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長）　質問を受ける前に、先般＊＊月＊＊日に行われました＊＊委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けます。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件２件につきましては、隣接地との境界が確定されていること、農地転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

た、「氷見市土地改良区」からの同意書が２件ともに添付されております。なお、番号２番は、違反転用にあたることから、始末書の提出を受けています。

以上、今回の案件２件は、違反転用の案件もありましたが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長）　事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は　　質問のある委員は、挙手をお願いします。

（＊＊委員）　　番号１番は細長い区画であるが、どのような利用計画になっているのか。余った部分が他に影響しないか。

（事務局）　　　事業をしておられる方で、道路側に事業用スペース、奥に住居スペースとしており、兼用部分もあります。一筆全部を使い切り、残余スペースは残らない計画としております。

□議長（会長）　他に、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定に　　よる許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、　許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長）　以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会８月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第１４条第２項の規定により、ここに署名する。

令和元年８月１日

議　　長

署名委員

署名委員